

文書分類番号	00	09	03	002	永 年	起案	平成 年 月 日	決裁	平成 年 月 日
議 長	副議長	局 長	次 長	副主幹	担 当	担 当	文書取扱主任		

第 4 回 議 会 改 革 特 別 委 員 会 会 議 録

開催年月日		平成 24 年 1 月 26 日（木曜日）		開会 13 時 30 分		閉会 13 時 57 分		
開催場所		第一委員会室						
出席委員		荒木、関藤、清水、渡邊、堀、山口、柴田、窪之内				事務局	菊井次長	
		議長					寺嶋副主幹	
		委員外～木下						
欠席委員								
説明員					議 件		別紙のとおり	
議 事 の 概 要	1. 議会だよりの発行について							
	次の事項について委員長及び事務局から説明を受け、質疑を行い、すべて確認済みとした。							
	(1) 議会だより発行に要する新年度予算について							
	議会だより発行経費の予算要求額 1, 535, 100 円を承認した。							
	(2) 議会だより発行規程について							
	別紙たきかわ市議会だより発行規程を決定した。							
	(3) 議会だより編集委員について							
	各会派から 1 名、清水議員と渡辺精郎議員のうち 1 名の計 4 名とした。							
	清水議員から編集委員への旅費の支給、公務災害について質疑があり、次回に資料を提出することとした。							
	2. その他 なし。							
	3. 次回委員会の日程について							
	正副委員長に一任することとした。							
上 記 記 載 の と お り 相 違 い な い。 議会改革特別委員長 荒 木 文 一 ㊦								

第4回 議会改革特別委員会

H24. 1. 26(木) 13:30～
第一委員会室

○ 開 会

○ 委員長挨拶（委員動静）

1. 議会だよりの発行について

（1）議会だより発行に要する新年度予算について

（2）議会だより発行規程について

（3）議会だより編集委員について

2. その他について

3. 次回委員会の日程について

○ 閉 会

第4回 議会改革特別委員会

H24. 1. 26(木) 13時30分

第一委員会室

開 会 13:30

委員動静報告

委員長 全員出席。議長出席。委員外議員～木下議員。

1. 議会だよりの発行について

(1) 議会だより発行に要する新年度予算について

委員長 議会だより発行に要する予算の進捗状況について、事務局から説明願う。
菊井次長 前回の議会改革特別委員会で案として経費をお示ししているが、それに基づいて昨年の12月22日に財政課長協議、ことしの1月11日に副市長協議を行った。印刷経費は133万8,750円、折り込み手数料は19万6,350円、合計で153万5,100円を予算措置する予定である。仕様については12ページで1色刷りを基本とし、発行部数は2万1,250部、発行回数は年4回と考えている。

委員長 質疑はあるか。(なし)(1)について確認済みとする。

(2) 議会だより発行規程について

委員長 議会だよりの発行規程については、事前に内容を確認していると思うが、本日発行規程を取りまとめたので審議を願う。基本的には目的、名称、掲載事項、発行、第5条の配付の範囲までは基本的な事項なので、他市の発行規程を参考にしている。ここまでで質疑はあるか。

窪之内 委員 特に引っかかる点はないが、他市との比較で抜けている点はないか。
委員 他市と言っても2市を参考にしている。基本的な事項については私も問題ないと考えている。ただ、広報の名称も2パターンある。たきかわ市議会とたきかわを平仮名にしている。ここを漢字にしている市と平仮名にしている市があり、文字面にすると結構印象が違うので私の判断でたきかわを平仮名にした。掲載事項についても第3条第5号でその他必要と認める事項で網羅しているので問題はないと思う。

委員長 他に質疑はあるか。(なし)第5条までは確認した。規程中に編集委員会の設置を義務づけている。委員会という名称は適当か。第7条で私の試案では4名となっているが、第1会派、第2会派から2名ずつ、第3会派から1名、無会派の2名から1名を選出すると6名になる。それがよいのか議論願う。

副委員長 第11条に議長、副議長は編集委員会に出て発言できるとあるが、議長、副議長は出席しなければならないという義務ではなく出席して発言できるということなのか伺う。

委員長 基本的には議会が発行するので最終的な責任は議長にある。どこで責任を果たすのかというと印刷する前に議長、副議長の決裁となるので、その段階が最終的な議長、副議長の判断となる。当初軌道に乗るまでに必要があれば議長、副議長の意見を聞きながら進めることができるということである。必ず議長、副業が出席するということではない。

副委員長 4名で編集委員をスタートすることはよいが、始めてみて途中で5名、6名に変更は可能か伺う。

委員長 途中での規程の変更は可能であるが、この後決まれば編集委員の選定を期間を

	決めてお願いする。4名か6名か意見を願う。
山口	原案どおり4名でよい。
委員長	ほかに何かあるか。(なし)編集委員会の設置の条項も含めてこの発行規程の中身でよいか確認したい。
窪之内	第13条のこの規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるということなので、別に定める中に原稿は自分で用意するとか定めるのか。別に定める内容は何か伺う。
委員長	たきかわ市議会だより発行に関する要綱を準備中である。要綱は案として詰まっていない。要綱には発行責任者は議長だとか、規格がどうなっているのかとか、掲載内容とかページ割とか、編集会議の開催時期と内容など細かく定めることにしている。次回提出したい。
清水	第12条で編集委員会の庶務は議会事務局で行うということだが、かなりの仕事量になると思う。正式な議事録ができていない中でつくるとなると音源が頼りだが、答弁の音源をだれが起こすのか。もし事務局が起こすとなると物すごい作業となる可能性がある。庶務の範囲というか、場合によっては音源の聞き取りは議員も手伝うことにしてはどうか。
委員長	市議会だよりの発行は、基本的には議員が行う。それが大前提である。あくまで事務局は補完、手伝いをいただくという立場を我々は取らなければならない。ただし、定例会、委員会のスケジュールなど我々が文字面を起こすよりも事務局が起こしたほうが早い、正確であるものについては、事務局にお願いをする。細かい話し合いは、編集委員会ができて同時並行で行う。庶務は、議会事務局で行うと記載したのは基本的に発行規程は他市もそのようになっている。ここに事細かくうたうよりも必要であれば発行に関する要綱の中で定めるしかない。
菊井次長	大前提は、議員が作成するということである。ただ、事務局でもしなければならぬものが出てくると考えている。新年度予算で常任委員会、予算・決算審査特別委員会の議事録は職員が作成しているが、これを委託することで予算計上している。議会だよりは議員に作成してもらおうが、一部事務局も作成業務があるので、業務の軽減になるように委託したいと考えている。
委員長	ほかに何かあるか。(なし)(2)については確認済みとする。
委員長	(3) 議会だより編集委員について 4名となったので各会派1名ずつ、清水議員と渡辺精郎議員のうち1名の計4名でスタートしたい。3月の議会が終了したらすぐに取りかからないと5月1日には間に合わない。編集委員会もできるだけ早く編成し、私も加わって一度話し合いの場を持ちたい。会派協議が必要と思うので、いつまでだったら可能か伺う。一たん休憩する。
	休 憩 13:50
	再 開 13:56
委員長	休憩前に引き続き会議を再開する。清水委員から意見があったので時間をいただき組織の位置づけ、交通費の支給、公務災害の該当などを調べて一定の方向を出して委員会に諮りたい。他に質疑はあるか。(なし)(3)については確認済みとする。
委員長	2. その他について 委員から何かあるか。

清 水
委 員 長

議会だよりに関連してほかに予算要求があるのか伺う。

ほかにはない。そのほかに委員から何かあるか。(なし)事務局からあるか。(なし)

3. 次回委員会の日程について

委 員 長

正副委員長に一任いただくことでよいか。(よし) 以上で第4回議会改革特別委員会を閉会する。

閉 会 13:57